

公 表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年２月２８日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

指定管理者監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第 7 項に基づく公の施設の指定管理者監査

第 2 監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

なお、今回実施する監査対象施設は、令和 2 年度に指定管理者監査を行っていることから、この際の指摘事項等が改善されているかについての確認も併せて行う。

第 3 監査の対象

- | | |
|-------|--|
| 対象施設 | 岩倉市総合体育文化センター
(以下「総合体育文化センター」という。)
※総合体育文化センターは、市のネーミングライツにより「アデリア総合体育文化センター」を愛称として用いているが、この報告書においては正式名称である「岩倉市総合体育文化センター」を用いている。 |
| 対象事業者 | 日本環境マネジメント株式会社
(以下「日本環境マネジメント(株)」という。) |
| 担当部局 | 教育部 生涯学習課 |
| 監査の範囲 | ・令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。
※市は、総合体育文化センターの他、岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第 3 条に規定する施設（石仏スポーツ広場等）についても日本環境マネジメント(株)を指定管理者として指定しているが、この監査においては、基本協定書に関する部分を除き総合体育文化センターに関する事項を対象としている。 |

第 4 監査の期間

令和 6 年 11 月 22 日から令和 7 年 2 月 18 日まで

第5 監査実施場所

監査委員事務局室及び総合体育文化センター

第6 監査の実施内容等

監査の実施に当たっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書等の出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、事業者へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかに主眼を置いて監査を実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

第7 監査の着眼点

【 日本環境マネジメント株 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び使用料の減免・割増しの手続は適正になされているか。
- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。
- (7) 令和2年度に行った指定管理者監査の指摘事項等が改善されているか。

【 教育部 生涯学習課 】

- (1) 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。
- (2) 指定管理者は施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
- (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。
- (5) 施設管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 令和2年度に行った指定管理者監査の指摘事項等が改善されているか。

第8 監査の結果及び意見

総合体育文化センターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【日本環境マネジメント㈱】

(1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は、協定書に従い概ね適切に管理されていた。

(2) 現金の管理及び使用料の減免・割増しの手続は適正になされているか。

施設の使用料や講座受講料等の収受した現金及び収受業務に必要な釣り銭は、適切に保管しているとの報告を受けた。

(3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第3条第2項の規定により、12期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

(4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。

日常業務に使用している収入帳簿の確認をした。指定管理者は、複数の担当者で当日の午前、午後、夜間の3回の記帳内容と現金の一致を確認するとともに、市へ現金を納める前にも再度確認を行っていると報告を受けた。また、指定管理業務に係る収入と自主事業に係る収入は、収受するレジスターを別のものにすることで、明確に区別する工夫がなされていた。

(5) 実績報告は適時行われているか。

基本協定書第18条の規定に基づき、事業報告書は、年度終了後30日以内に提出されていた。

(6) 市民サービスの向上が図られているか。

指定管理者は、総合体育文化センターの利用者へのアンケートを行い、施設の使いやすさ、接遇等の満足度を評価してもらうとともに要望を聴き改善に努めている。

また、総合体育文化センターを利用する団体の代表者及び個人の11人を委員に選出し、意見を聴く利用者懇談会が毎年度1回開催されていた。ここでは、施設や備品への改善要望や、その他の個別の課題について協議され、意見等の把握に努めていた。

また、指定管理者が「IWAKURAFit」と名付けて実施しているヨガ、ヒップホップ等の教室は、令和5年度に1回につき200円の値上げを行ったが、参加者は増加している。近年は特にキッズダンス系の教室

に力を入れており、その成果を発表する場として令和3年より「IWAKURA DANCE FES!!!」を行っている。また、落語や音楽会等の文化振興事業も毎年開催しており、市民サービスの向上が図られていた。

(7) 令和2年度に行った監査における指摘事項等が改善されているか。

- ①「1階西側の入口に隣接するふれあいホール付近に多くの長机とイスが置かれている状況であった。指定管理者からは、この長机やイスは使用頻度が高いため所定の場所にしまわずに出しておいた方が効率的という説明を受けたが、この場所は施設の利用者が容易に近づくことができ、かつ、事務所からの目が届きにくい場所である。盗難や破損、万一の事故を防ぐため、これらの物を出したままにしておくことなく、所定の場所に収納するようにしてほしい。」という指摘について

指定管理者からは、「盗難や破損、万一の事故を防ぐため、ふれあいホール付近の長机、イス置場の周りをパーティションで囲うことで、施設利用者が置場に容易に近づくことができないように対応した。」との回答を得た。また、現地においても同様の状況であることを確認した。

- ②「岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書」第14条には、毎年度事業計画書を提出するに当たり業務責任者を明らかにすることが定められ、同協定書第17条では職員名簿を提出することになっているが、いずれもなされていなかった。これらは、市が指定管理者の適正な運営を期すために必要な事項であるので、事業計画書への業務責任者の記載と職員名簿の提出を行っていただきたい。」という指摘について

指定管理者からは、「事業計画書に業務責任者を記載し、職員名簿の提出を行っている。」との回答を得た。

- ③平成29年度から令和元年度までの収支をみると、年により差があるものの、自主事業に係る収入が当初見込を下回っているため、支出が収入を上回る状況が続いている。自主事業に係る収入について、指定管理者によれば、自らが持つノウハウを生かし利益を出すことを目指すものの、チケット販売等の不確定要素があるため見込んでいた収入に達しないこともあるとの説明であった。支出が収入を上回る状況が続けば、結果としてサービスの安定性が保たれなくなるおそれがある。指定管理者モニタリングマニュアルにおいても、「赤字の場合は、管理継続面での課題を解決し、

黒字化のための方策を協議する」とあるので、できるだけ黒字化が図られるような策を双方で協議していただくことを望まれる。」との指摘について

指定管理者からは、「令和4年度の事業収支は、協議の結果、市が光熱費高騰に対する支援を行い、若干の赤字にとどめることができた。また、令和5年度の事業収支は黒字となった。」との回答を得た。

【 教育部 生涯学習課 】

(1) 指定管理者の指定の手續が条例の定めに従い、公正に行われているか。

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。公募に応じた3事業者のヒアリング及び指定管理者選定委員会の意見聴取により指定管理者の候補者として日本環境マネジメント(株)を選定し、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第4条第1項の規定により令和3年12月22日に議会の議決を経て、同条例第5条の規定により同年12月28日に指定管理者として告示した。

公募の告示から指定の告示までの手續は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例に従い適正であった。

(2) 指定管理者は施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

日本環境マネジメント(株)は、平成29年度から継続して指定管理者として当施設の管理運営をしている。その間に培った経験により、変化する市民ニーズにも対応しながら施設の設置目的や趣旨に沿った運営をしている。

(3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

令和4年3月18日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結しているが、これらの協定書の内容は概ね適正であった。

(4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。また、必要な調査・指示を行っているか。

指定管理者、施設所管課及び指定管理者評価等委員会による評価は、令和4年度及び令和5年度のものを確認したが、指定管理者の

履行確認、効果の測定は概ね適正に行われていると認められた。

また、令和5年度の評価においては、清掃についての項目の評価がC評価となっており、前年度のA評価から大きく下がっていた。指定管理者は、このことについて業者や仕様書等の変更はなく、コロナ禍において利用者の清掃に対する意識が向上した結果がアンケートに反映されたものではないかと分析しており、その対策として、全自動の掃除ロボットを導入し清掃の質が低下しないようにするなど、必要な対策を行っていることを確認した。

(5) 令和2年度に行った指定管理者監査の指摘事項等が改善されているか。

①岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書中の業務仕様書において、「使用料の還付及び減免に関する業務は指定管理者の責任である」としている。しかし、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例において、使用料の減免及び還付は指定管理者に管理を行わせる場合に指定管理者に適用させることができる事務となっておらず、市の責任に属するものであるので注意してほしい。」という指摘について

「市は、指定管理者と基本協定書の変更協定書を令和3年3月31日付けで締結し、各体育施設の使用料金の還付及び減額に関する業務について指定管理者の責任ではなく、市の責任とするように変更した」との回答を得た。また、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの基本協定書においても、当該業務については市の責任であることが定められていることを確認した。

②「野寄テニスコートについて定めた岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例、岩倉北小学校運動場照明施設及び南部中学校運動場照明施設について定めた岩倉市立学校照明設備使用料条例、岩倉市立体育館について定めた岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場について定めた岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例には、指定管理者がこれらの施設の利用許可や使用料の徴収・収納をすることができると規定されていない。指定管理者が行うことができる業務は、条例に基づき定められたものに限られるので、関係する条例等の改正を行う必要がある。」という指摘について

指定管理者に関する規定を条例に設けていなかった野寄テニスコート、学校運動場照明施設、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場について、各施設それぞれの設置目的が同一であることから、新たに各施設の指定管理者の規定を含めた「岩倉市屋外ス

スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」を制定（令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）し、既存の各条例を廃止したとの回答を得た。

なお、岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例は、令和4年4月1日に既に廃止済であるとのことだった。

- ③「総合体育文化センターに属する施設であるはなのき広場は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書中の「使用する室名又は場所」の一覧に記載されていないため、申請により使用することができ施設であるかが利用者にとってわかりづらい。指定管理者は、はなのき広場についても申請書の提出を受け使用を許可しているが、この様式を定めている岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則を改正して使用する室名又は場所に記載することにより、利用の手続をより明確にすることが必要である。」との指摘について

岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則を令和3年3月31日教育委員会規則第6号により改正し、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書（様式第1）及び岩倉市総合体育文化センター利用許可書（様式第2）の「使用する室名又は場所」にそれぞれ「はなのき広場」を追加したとの回答を得た。

- ④「営利行為又は商業宣伝行為を目的として総合体育館（アリーナ）を使用する場合は、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例別表第2備考3の規定に基づき、同表に規定する使用料の15倍の額を徴収することになっている。このことについて、指定管理者からの聞き取りによれば、使用の申請の際に営利行為又は商業宣伝行為を行う旨の申し出を受けた場合に15倍の額を徴収する取扱いをしているが、申請時にこの申し出がなければ別表第2の額を徴収しているとのことであった。しかし、申請の際、営利行為又は商業宣伝行為を行う旨の申し出がないにもかかわらず、営利行為又は商業宣伝行為を行っている団体が一部に存在するとのことであった。これが常態化すれば、公平性を欠く取扱いにつながるので、例えば申請の際に誓約書を添付させる等、利用の実態に基づく適正な使用料徴収の仕組作りを研究してほしい。」との指摘について

課題であることは把握しており、方策等について、どのように行うか検討しているところであるが、まだ実際には取扱いの変更はできていないとの回答を得た。

- ⑤「指定管理者が業務を行う上での利益を恒常的に得やすくするための方策として、使用料制を利用料金制に改めることを研究してはどうか。利用料金制にすれば、指定管理者は施設の利用料金の設定を条例で定められた上限を超えない範囲で行うことができ、これを指定管理者の収入として直接収受することができる。総合体育文化センターは、「スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るとともに文化芸術の振興に寄与する」（岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例第2条）ために設置され、多様な目的で利用されている施設である。また、アリーナやホールを有する当市で最も規模の大きな施設である。指定管理者が施設ごとの需要と供給のバランスを見極めて利用料金を定めることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなると共に、施設稼働率の向上につながり市民サービスがさらに向上する可能性がある。」との指摘について

現在のところ、他施設の状況などについて情報収集を行っているが、使用料制を利用料金制に変更する検討は特に行っていないと回答を得た。

第9 総括

今回の監査対象は、平成29年度から総合体育文化センターの指定管理者として継続して指定されている日本環境マネジメント㈱であったが、長年の実績と経験があり、日々の運営状況に大きな問題は発生していなかった。この監査を通して、指定管理者又は市に検討していただきたいこと等についての意見を述べる。

- (1) 担当課と指定管理者で毎月行っている打合せの議事録を作成しておらず、打ち合わせた内容が書面により共有され、かつ、引き継がれている状況であるといえなかった。この打合せは、お互いが施設運営に係る課題についての意見を交わし、共有できる場であると考えられることから、より良い施設運営のために議事録を作成し、内容の共有及び引継ぎを図ってほしい。
- (2) 指定管理者が自主事業ごとに行っているアンケートについては、施設改善のための重要な意見であると考ええる。LINEを用いたアンケートを開始したとのことであったが、アンケート回収率が低い現状が少しでも向上するような更なる工夫を今後も検討してほしい。
- (3) 近年新たなスポーツが多く生まれているが、「指定管理者事業報告書」中の「トレーニング室、及び、アリーナ種目別利用結果」における種目が「バスケットボール、バレーボール、テニス、バドミントン、バ

ウンドテニス、卓球、フットサル、ソフトバレー、ハンドボール、その他」となっており、「その他」の人数が35%を占めている（R5実績）。

「その他」の人数が多いことから、統合体育文化センターの設備をどのようなスポーツにより使用しているのかが分かりにくいので、実績に基づき新たな種目の区分を設けることについて検討してほしい。

- (4) 令和2年度の監査においても指摘しているが、営利行為又は商業宣伝行為で総合体育館（アリーナ等）を使用する場合は15倍の料金を徴することとなっているが、件数としては少ないものの営利行為又は商業宣伝行為と思われる利用がされているとのことであった。指定管理者及び担当部局のいずれもこのことを課題と認識しているものの、実際には一律に判断する基準を作るのが難しいとのことであった。しかしながら、施設を使用する者はルールを守ることが前提であるので、誓約書を添付させたり、ルールを周知する掲示物を作成するなど、利用者にルールを守らせる方法を検討してほしい。
- (5) 令和4年3月18日に締結した基本協定書には野寄テニスコート、スポーツ広場等を定めた「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等が記載されているが、これらの施設を1つにまとめた「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」及び「岩倉市屋外スポーツ施設の管理及び運営に関する規則」が制定され、令和5年4月1日から施行された。これに伴い「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等は令和5年4月1日に廃止されている。そして、市は、野寄テニスコート、スポーツ広場等の管理については、日本環境マネジメント㈱を指定管理者として指定し、これに伴い新たな基本協定書を締結した。しかしながら、令和4年3月18日付けの基本協定書の内容は変更されることなく野寄テニスコート、スポーツ広場等に関する「岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例」等の記載がされたままとなっていた。令和4年3月18日付けの基本協定書については、早急に該当箇所の記載内容の変更を行う必要がある。
- (6) 令和5年度から、総合体育館内の「親子リズム室」を廃止し、ダンス等多目的に使用できる「アクティブルーム」を設置したことで、利用件数、利用人数共に大きく増加した。しかしながら、指定管理者によれば、アクティブルームを利用するようになった方の中には柔剣道場を利用していた方も含まれていることから柔剣道場の利用率は下がっており、柔剣道場に空調設備がないことがその要因であるとのことであった。温暖化の影響で年々気温が高くなってきており、今後もその傾向が続くと考えられることから、柔剣道場の暑さ対策について、市と指定管理者で協議を行い解決策を見出していきたい。
- (7) 総合体育文化センターの各部屋の稼働率（利用時間ごとに施設内の各

部屋がどの程度使用されているかを示す割合）が確認できる資料の提出を求めたところ、そのような資料は作成していないとのことだった。各部屋の稼働率については、部屋を使用する人数や件数とともに施設を運営していく上で重要な数字であると考えてるので、各部屋の稼働率についても把握するとともに、稼働率の低い部屋又は時間帯については稼働率を上げるような取組を行い、施設がより有効に活用できるような工夫をしていただきたい。

- (8) 総合体育文化センターの利用者数は、今回対象となった令和4年度から5年度にかけて年間で5万人程度増加しており、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い徐々に利用者数がコロナ禍以前の状況に戻っている。

一方で、施設は建設から30年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う修繕が増えている。今後は、長期的な視野に立った修繕計画を策定するとともに、市と指定管理者は綿密な協議を行い、利用者からの意見を踏まえて、先を見据えた適切な維持管理と施設運営を行う必要がある。

総合体育文化センターは、体力及び健康づくりの場並びに文化芸術に触れる場のみならず、地域住民がスポーツや文化芸術を通じて、多くの交流が生まれる場でもある。指定管理者においては、市と協力しながらこれまでの経験を活かした施設管理や自主事業等を通じて、市民の健康づくりを支えるとともに総合体育文化センターを適切に管理することで、住民福祉の向上に寄与してほしい。

第 10 指定管理に係る事業等の概要

1 監査対象団体の概要

- (1) 団体名 日本環境マネジメント(株)
- (2) 代表者 代表取締役 片山 安茂
- (3) 住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
- (4) 設立目的 総合ビルメンテナンス業務、一般・産業廃棄物収集運搬業務
- (5) 設立年月日 1974年（昭和49年）12月25日
- (6) 従業員数（令和6年10月31日現在） 1,654人（うち臨時職員1,312人）
- (7) 事業内容 指定管理者事業、ビル総合管理事業、公園管理運営事業、廃棄物管理事業、下水道管理事業、学校サポート事業、プロポーザル事業、ファシリティ事業、その他事業

2 指定管理業務の内容

日本環境マネジメント(株)は、総合体育文化センターの指定管理者の指定を受け、令和4年4月1日から次の業務を行っている。

- ・ 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号）第2条の目的を達成するための事業に関する業務
- ・ 総合体育文化センターの利用の許可等に関する業務
- ・ 総合体育文化センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ・ 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例第10条に規定する使用料及び物品売払代金の収納に関する業務
- ・ 以上のほか、教育委員会が必要と認める業務

(1) 指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定		・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市教育委員会の所管する岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例 ・ 岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則 ・ 岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例 ・ 岩倉市屋外スポーツ施設の管理及び運営に関する規則	
基本協定書締結年月日		平成4年3月18日	
指定期間		令和4年4月1日～令和9年3月31日	
選定方法		公募型プロポーザル方式	
指定管理料	年度	令和4年度	令和5年度
	予算額	68,632,000 円	70,888,000 円
	決算額	68,632,000 円	70,888,000 円
実績報告書提出日		令和5年4月28日	令和6年4月30日

(2) 協定の内容等（令和5年度）

修繕料	修繕料の費用負担区分	日常的な小規模修繕等のうち、1件につき30万円以下のものについては、指定管理者が指定管理料の中で実施する。 (30万円を超えるものについては、市が実施する。)
	30万円を超える修繕料（市負担分）の実績	・非常用発電非常用発電設備及び直流電源装置取替修繕 3,740,000円 ・階段手摺修繕 1,298,000円 ・親時計修繕 571,120円 ・誘導灯取替修繕 660,000円 計 6,269,120円
	修繕料の精算額	市への返還額 0円
光熱水費	光熱水費の費用負担区分	1,550万円(消費税及び地方消費税額を含む。)を基準年額とし、精算は行わない。
備品購入費	費用負担区分	市の負担
	備品購入の実績	ボッチャセット 3セット 183,427円 CDプレーヤー 1台 148,005円 バレーボール審判台 1台 59,400円 エリプティカル 1台 1,316,150円 指揮者用譜面台 1台 66,000円 計 1,772,982円
その他	利用料金制度	採用していない。

(3) 収支状況（令和5年度）

区分		予算額 (A)	決算額 (B)	(B) / (A)
収入 (収入内訳)	収入	78,988,000円	80,857,249円	102.37%
	指定管理料	70,888,000円	70,888,000円	
	利用料金収入	0円	0円	
	自主事業収入	8,100,000円	9,969,249円	
	その他	0円	0円	
支出 (支出内訳)	支出	78,988,000円	79,123,258円	100.17%
	人件費	24,778,000円	25,426,609円	
	事務関連費	2,300,000円	2,273,381円	
	施設維持管理費	21,680,000円	22,172,680円	
	光熱水費	15,500,000円	13,139,550円	
	修繕費	2,200,000円	2,277,483円	
	一般管理費	3,000,000円	3,000,000円	
	事業費	9,530,000円	10,833,555円	

(4) 指定管理料の支払状況（令和5年度）

	支 払 額	請 求 日	支 払 日
第1期	5,907,000 円	令和5年5月12日	令和5年5月31日
第2期	5,907,000 円	令和5年6月12日	令和5年6月30日
第3期	5,907,000 円	令和5年7月14日	令和5年7月31日
第4期	5,907,000 円	令和5年8月14日	令和5年8月31日
第5期	5,907,000 円	令和5年9月12日	令和5年9月29日
第6期	5,907,000 円	令和5年10月13日	令和5年10月31日
第7期	5,907,000 円	令和5年11月10日	令和5年11月30日
第8期	5,907,000 円	令和5年12月15日	令和5年12月28日
第9期	5,907,000 円	令和6年1月15日	令和6年1月31日
第10期	5,907,000 円	令和6年2月13日	令和6年2月29日
第11期	5,907,000 円	令和6年3月12日	令和6年3月29日
第12期	5,907,000 円	令和6年4月1日	令和6年4月30日
計	70,884,000 円		

(5) 施設利用者数

(単位：人)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
3年度	19,746	14,743	16,873	20,622	18,562	5,766	
4年度	21,552	19,818	22,301	22,157	27,437	28,137	
5年度	21,453	22,069	26,918	29,102	29,617	36,491	
増減 (5-4)	▲99	2,251	4,617	6,945	2,180	8,354	
年 度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3年度	20,793	21,998	26,900	17,941	18,847	20,146	222,937
4年度	28,532	50,891	25,013	20,418	26,074	23,846	316,176
5年度	36,471	50,894	31,637	25,724	28,446	26,396	365,218
増減 (5-4)	7,939	3	6,624	5,306	2,372	2,550	49,042

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例

平成元年12月25日条例第20号

改正

平成7年3月31日条例第7号

平成22年12月27日条例第27号

平成25年3月28日条例第21号

平成31年3月27日条例第12号

令和元年9月30日条例第11号

令和4年12月23日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るとともに文化芸術の振興に寄与するため、センターを設置する。

(名称、施設の区分及び位置)

第3条 センターの名称、施設の区分及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用時間)

第3条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第4条 センターに職員を置くことができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) その他管理上支障があると認めたとき。

(特別の設備)

第7条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 教育委員会は、利用者が前2条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 利用者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

(1) 第9条第2項の規定により市長が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公用に供するとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第10条に定める使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意又は過失によつて建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないときと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第2条の目的を達成するための事業に関する業務

(2) センターの利用の許可等に関する業務

(3) センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

(4) 第10条に規定する使用料の収納に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 第14条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスを行うこと。

(3) 利用者等に対して不当な差別的扱いをしないこと。

(4) センターの建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の2ただし書中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」と、第3条の3ただし書中「教育

委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて」と、第5条から第9条まで及び第11条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによりセンターの管理を行う者（以下「センターの管理者」という。）に変更があつた場合において、変更前のセンターの管理者により行われた第5条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可は、変更後のセンターの管理者により行われたものとみなす。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年4月22日から施行する。

附 則（平成7年条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成23年7月1日の利用に係る使用料から適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第12号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例（第6条（照明設備1面に係る部分に限る。）、第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。
- 3 第6条（照明設備1面に係る部分に限る。）による改正後の岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例及び第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）による改正後の岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	施設の区分	位置
岩倉市総合体育文化センター	総合体育館	岩倉市鈴井町下新田123番地
	多目的ホール	岩倉市鈴井町下新田123番地
	ふれあい会館	岩倉市鈴井町下新田123番地
	はなのき広場	岩倉市鈴井町下新田117番地

別表第2（第10条関係）

利用時間				昼間				夜間		全日	
				午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	
利用区分											
総合体育館	専用利用	アリーナ	全館利用		円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 3,360	円 3,360	円 16,960
			面貸し利用	全面	2,560	2,560	2,560	2,560	3,360	3,360	16,960
				1 / 2 面	1,280	1,280	1,280	1,280	1,680	1,680	8,480
				1 / 4 面	640	640	640	640	840	840	4,240
				1 / 8 面	320	320	320	320	420	420	2,120
		柔道場		640	640	640	640	740	740	4,040	
		剣道場		640	640	640	640	740	740	4,040	
		卓球室		960	960	960	960	1,120	1,120	6,080	
		アクティブルーム		640	640	640	640	740	740	4,040	
	個人利用	柔道場、剣道場、卓球室及びアクティブルーム	一般	1 人 1 回	100	100	100	100	100	100	
				回数券 1 冊（11 枚綴り）	1,000						
			中学生以下	1 人 1 回	50	50	50	50	50	50	
				回数券 1 冊（11 枚綴り）	500						
		トレーニング室		1 人 1 回	210						
				回数券 1 冊（11 枚綴り）	2,100						

	シャワー 1 回	50						
多 目 的 ホ ー ル	一般利用	2,340	2,340	2,340	2,340	2,990	2,990	15,340
ふ れ あ い 会 館	会議室	320	320	320	320	320	320	1,920
	研修室	320	320	320	320	320	320	1,920
	ふれあいホール（専用利用に限る。）	640	640	640	640	640	640	3,840

備考

- 1 個人利用については、柔道場、剣道場、卓球室、アクティブルーム及びトレーニング室（トレーニング室にあっては、中学生以下の者を除く。）とする。なお、当該施設を専用利用できる日は、教育委員会が別に定める。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、条例第12条の規定により使用料を減免された団体については、この限りでない。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とする場合は、この表に定める使用料の15倍（多目的ホール及びふれあい会館については、3倍）の額とする。ただし、条例第12条の規定により使用料を減免された団体については、この限りでない。
- 4 多目的ホールで冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、3,200円を加算する。

別表第3（第10条関係）

区分		附属設備	単位	使用料（1回当たり）
総合 体育 館	アリーナ	舞台（演台等を含む。）	1 基	円 530
		放送設備	1 式	530
多目的ホー ル		放送設備 A（マイクロホン 5 本以内）	1 式	530
		放送設備 B（マイクロホン 6 本以上）	1 式	1,060
		音響反射板	1 式	3,200
		16mm 映写機	1 台	2,130
		スライド映写機	1 台	530
		ピアノ	1 台	2,130
		電子ピアノ	1 台	1,060
		エレクトーン	1 台	1,060
		演台（花台及び司会者台を含む。）	1 式	530
		金屏風	1 双	530
		銀屏風	1 双	530

各施設共通 (はなのき 広場を除 く。)	照明設備 A	1 式	2,130
	照明設備 B	1 式	4,270
	プロジェクター	1 台	310
	スクリーン	1 台	310

備考

- 1 附属設備の使用料は、別表第 2 に掲げる利用時間ごとに徴収する。全日の場合は、6 回とする。
- 2 照明設備 A の内訳は、ボーダーライト 1 列、センタースポットライト 1 台、アッパー
ホリゾンライト 1 列、ロアーホリゾンライト 1 式、シーリングライト 1 列とする。
- 3 照明設備 B の内訳は、照明設備 A の他、ステージスポットライト 8 台、フットライト
1 列、フロントサイドライト 1 式、第 1、第 2 サスペンションライト各 1 列とする。

岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則

平成2年2月20日教委規則第2号

改正

平成7年3月31日教育委員会規則第2号

平成16年4月22日教育委員会規則第2号

平成21年3月27日教育委員会規則第8号

平成23年3月25日教育委員会規則第3号

平成25年6月20日教育委員会規則第1号

平成31年3月29日教育委員会規則第2号

令和元年9月30日教育委員会規則第6号

令和3年3月31日教育委員会規則第6号

令和5年3月28日教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

第3条及び第4条 削除

(利用の手續)

第5条 センターを利用しようとする者は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書（様式第1）を岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付は、利用日の属する月の3月前からとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請を受理した場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、岩倉市総合体育文化センター利用許可書（様式第2。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、センターを個人利用する場合は、使用料を納めて個人利用券（様式第3）又は回数券（様式第4）の交付を受けたことをもって、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

5 前各項の規定にかかわらず、シャワーを利用する場合は、利用の際の現金の支払をもって、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

(許可の変更)

第6条 前条第3項の規定により許可を受けた者が許可書に記載された内容を変更して利用しようとするときは、利用日の10日前までに岩倉市総合体育文化センター利用変更許可申請書（様式第5）に許可書を添えて、教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更許可をする場合は、岩倉市総合体育文化センター利用変更許可書（様式第6）を交付するものとする。

(許可書の所持等)

第7条 第5条第3項又は第4項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、許可書、個人利用券又は回数券を所持し、係員の要求があつたときは、提示しなければならない。

(許可の取消手續)

第8条 利用者（第5条第4項及び第5条第5項の規定により許可を受けた者を除く。）がセンターの利用許可の取消しを受けようとするときは、利用日の3日前までに岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書（様式第7）に許可書を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失し、又は事故が発生したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第11条の規定により使用料を還付する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 条例第11条第1号及び第3号に該当するとき。 100パーセント

（2） 岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書が利用日の10日前までに提出されたとき。 100パーセント

（3） 岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書が利用日の3日前までに提出されたとき。 50パーセント

2 前項の規定により還付する場合は、岩倉市総合体育文化センター使用料還付通知書（様式第8）により通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、岩倉市総合体育文化センター使用料還付請求書（様式第9）により還付を受けることができる。

（使用料の減免）

第11条 条例第12条の規定により、使用料を減免する場合は、別表のとおりとする。

2 使用料の減額を受けようとする者は、岩倉市総合体育文化センター使用料減免申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を承認し、又は却下したときは、岩倉市総合体育文化センター使用料減免承認・許可書（様式第11）を交付するものとする。

（入場の制限）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、入場を禁止し、又は退場させることができる。

（1） 他人に迷惑又は危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

（2） 施設又は附属設備に損傷を加え、又は加えるおそれがある者

（3） その他管理上支障があると認めるもの

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、入場者の数を制限することができる。

（教育委員会の指示等）

第13条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、入場者に対し指示をし、又は使用中の施設に立ち入ることができる。

（遵守事項）

第14条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

（2） 所定の場所以外に出入りしないこと。

（3） 許可を受けないで敷地内において、はり紙、物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

（4） 他人に危害を与え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯しないこと。

（5） 前各号のほか、係員の指示に反する行為をしないこと。

（読替規定）

第15条 条例第14条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、第5条第1項中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、同条第2項ただし書及び第3項、第6条、第8条、第9条、第12条並びに第13条中「教育委員会」とあり、並びに様式第1、様式第2及び様式第5から様式第7までの規定中「岩倉市教育

委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月22日から施行する。

附 則 (平成7年教委規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則の規定（第2条及び第4条を除く。）は、平成23年7月1日以降の利用に係る申請から適用する。

附 則 (平成25年6月20日教委規則第1号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日教委規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日教委規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

センター（総合体育館、多目的ホール（冷暖房使用料含む。）及びふれあい会館）使用料減免率基準表

使用料減免基準		減免率
1	岩倉市又は教育委員会が主催し、共催し、又は主管する行事等に使用する場合	100パーセント
2	岩倉市内の小中学校が教育の一環として使用する場合	100パーセント
3	岩倉市スポーツ協会又は岩倉市文化協会が主催で年間計画に基づく行事等に使用する場合	100パーセント
4	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会が主催で年間計画に基づく行事等に使用する場合	100パーセント
5	愛知県、愛知県教育委員会、愛知県中小学校体育連盟、愛知県高等学校体育連盟、公益財団法人愛知県スポーツ協会及び愛知県文化協会連合会が主催する行事等に使用する場合	100パーセント
6	指定管理者に管理の業務を行わせている場合において、当該指定管理者が条例第2条に定める目的を達成するために必要な範囲で使用する場合	100パーセント
7	岩倉市が財政援助をする各種団体が主催する行事等に使用する場合	50パーセント
8	岩倉市スポーツ協会若しくは岩倉市文化協会の加盟団体又は教育委員会の認定を受けた文化活動団体がその活動のために使用する場合	50パーセント
9	その他市長が公益上必要があると認める団体が使用する場合	50パーセント

備考 7の項から9の項までの減免については、1月に4回までとする。

様式第1～様式第11 略